

物 件 調 書 物件番号 8-3

所在地		沼津市千本常盤町 1 8 番 1 ほか			
地積		1, 6 0 9. 1 8㎡		地目	宅地ほか
接面道路		北側 約 3. 5 m (建築基準法第 42 条第 2 項道路) 南側 約 9. 3 m 西側 約 5 m			
法令制限	都市計画区域	市街化区域		容積率	8 0 %
	用途地域	第 1 種低層住居専用地域		建ぺい率	2 0 %
	防火地域	指定なし	その他	第 1 種風致地区、津波災害警戒区域 洪水浸水想定区域	
施設 設備状況		事業所名			電話番号
		電 気	引 込 可	東京電力エナジーパートナー	0120-995-901
		上 水 道	引 込 可	沼津市水道部	055-934-4853
		下 水 道	引 込 可	水道サービス課	
		都市ガス	引 込 可	静岡ガス(株)東部支社	055-927-2811
		※ 引込工事等の詳細については、上記事業者にお問合せください。			
交通機関 (道路距離)	鉄 道	J R 東海道本線 (沼津駅)		約 2. 0 k m	
	バ ス	「ときわ保育所前」バス停		約 2 0 0 m	
公共施設 (道路距離)	市役所等	—			
	小 学 校	沼津市立集明小学校		約 1. 5 k m	
	中 学 校	沼津市立第二中学校 (R9. 3. 31 まで)		約 1. 7 k m	

現地周辺

《注意事項》

- ・ 物件調書の記載事項については、一般的な調査内容を記載したものですので、現時点で変更されている場合があります。各自で現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。
- ・ 物件の引渡しは現況有姿となります。敷地内のすべての工作物（フェンス、木柵、擁壁、舗装等）や樹木等が含まれます。物件調書と現況とに差異が生じている場合は現況が優先し、契約後の物件引渡しも現況有姿で行われます。既存の工作物等の撤去、処分等は買受人の負担となります。
- ・ 物件に越境物がある場合についても、現況のままで引渡しとなります。市は、越境関係を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。この場合の必要な措置は、買受人の負担となります。
- ・ 各種供給処理施設（電気・上下水道・ガス等）の利用にあたっては、各供給事業者等と十分に協議してください。なお、利用にあたって必要な工事等については、買受人の負担において行っていただきます。
- ・ 隣接地は以下のとおりとなっています。
 - 北側：道路法認定外道路
 - 南側：市道 30881 号線
 - 西側：市道 30855 号線
- ・ 水道利用加入金権利はありません。（現時点で水道利用加入金権利が沼津市に帰属している場合は、所有権移転までに沼津市が権利放棄をします。）
- ・ 接面道路（北側 約 3.5 m）は建築基準法上の道路（第 42 条 2 項）であり、若干のセットバックを要します。

公図写 (地図 14 条 1 項)

